

二〇一三 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院展 木簡学ことはじめ 第3期展示木簡

第1期 一〇月一九日(土)―十一月一日(金)
第2期 十一月二日(土)―十一月七日(日)
第3期 十一月九日(火)―十二月一日(日)

木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

プロローグ はじまりの木簡たち

3 平城宮跡最初の本簡3

(五次、SK二一九出土。『平城宮木簡』一一二四。

以下、宮一一二四のように略す)

長女柏卍把

長さ一一一mm・幅一六mm・厚さ三mm ○五一型式

長女柏ながめがしわに付けられた付札。四十把の長女柏を、さらにひとまとまりに括った束に付けられたと考えられる。『延喜式』では、柏かしわ五十枚で一把、五十把で一俵の例がある(主計寮しゅけいしやう式年料別貢雑物条の丹波国の記載)。

長女柏の詳細は不明。『延喜式』には、柏・干柏・覆盆柏・三津野柏・長女柏・卷柏が、柏として見える。卷柏は薬品である。柏・干柏・覆盆柏は食器類とともに登場し、干柏に果物を盛りつけるという規定も見られる。植物の葉を食器とする事例は、『万葉集』で旅先で椎の葉を、宴席で蓮の葉を用いているものがある(巻二―一四二、巻十六―三八三七)。長屋王家木簡で片岡司から進上された蓮の葉も、宴席の食器用だったと考えられている(『平城京木簡』一一一七六。以下、京一一一七六のように略す)。『延喜式』の規定で食器と並んで柏が記載されるのは神事に関連する場面が多いが、平安時代に日常的な食器、あるいは宴席用の食器

として用いられていたのかは不明である。一方、三津野柏・長女柏は、大嘗祭たいじやうさいの際にのみ記載される。造酒司ぞうしゆしが用意すべき物品としてあげられている。柏は大膳職たいぜんしきにもあつたと考えられ、単に食器としての柏ではなく、酒と何らかの関係があつた柏で、あるいは「酒柏」に關係する可能性も想定できよう。また、大嘗祭関連の規定で、午日条には「造酒司人別に柏を給う。すなわち酒を受けて飲む。」とあることから類推すると、飲酒器の可能性が想定される。

一方、一日あたり酒四斗(今の一斗八升、約三二リットル)に對して、三津野柏八把・長女柏十六把、合わせて二十四把が用意される。飲酒器と考えるには、数が多すぎるようにも思われる。造酒司が用意すべき土器類は相当数に上る。土器類には、飲酒器の他、貯蔵用等の土器も含まれている。あるいはこうした土器などの器に、蓋のようにして用いたり、あるいは下に敷いて用いつつ、飲酒器としても用いた、というような可能性も考えられるかもしれない。

I 空前の大出土! SK入二〇

14 兵士に関わる木簡

(二三次、SK八二〇出土。宮一一五八)

(表) 付火長大日部勝麻呂

(裏) □廿九日

長さ(一七四)mm・幅(二〇)mm・厚さ六mm ○八一型式

火長の大日部勝麻呂に託して、何かを伝えた旨を記した木簡。

欠損部が多く、詳細な内容は不明。

火長は、兵士の十人ごとの単位である「火」の責任者。律令規定をみると、「火」は軍団兵士に関する規定であり、中央にあてはめると衛士の編成に適用されたと想定される。衛士が配属されたのは、衛士府と衛門府であるが、SK八二〇出土木簡に登場する警備部隊は、兵衛府が中心であり、衛士の影は薄い。兵衛も兵士と同じように、十人単位で「火」を構成していた可能性と、衛士府・衛門府からの物品等を火長が運搬し、それとともにこの木簡がもたらされた可能性を考えることができよう。

15 クセのある筆跡の木簡2

(一三次、SK八二〇出土。宮一―三三二〇)

[斗カ]

(表) 讃岐国阿野郡日下部犬万呂三

(裏) 四年調塩

長さ一九三mm・幅二七mm・厚さ三mm ○三二型式

讃岐国阿野郡(今の香川県坂出市とその周辺)からの調塩の荷札木簡。調塩は正丁一人あたり三斗が規定量。「四年」は、年号が記されずいつのものかは不明。

天平四年と考えても、SK八二〇に廃棄されたと考えられる天平十八〜十九年からは十年以上前である。塩は、にがり成分が空气中の水分を吸収し、溶けてしまう(潮解)ため、必ずしも長期

保存には適していない。塩の保存期間について考える時は、注意が必要である。

荷札木簡には地域による個性が認められる。讃岐国の木簡は、総じて字が雑である。この木簡も、けっして丁寧な書きぶりとはいえないだろう。一方、筆の動きは速く、手慣れた印象も受ける。文字文化の水準が高いために、かえって素早く雑に書いてしまうのであろうか。

16 30センチ以上の長い木簡

(一三次、SK八二〇出土。宮一―三四三二)

(表) 越前国丹生郡曾博郷戸主牟儀都百足戸口同廣足

[斗カ]

調波奈佐久一

(裏)

天平十七年四月十八日

長さ三二二mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三二型式

越前国丹生郡曾博郷(現在の福井県鯖江市東部ないし池田町付近)から納められた調の荷札木簡。

物品名の「波奈佐久」は詳細不明。調という税目や、容積で数えていることから考えると、一定程度乾燥して保管が可能で、粒状のものが想定しやすいが、海藻の一種とする説もある。海藻を容積で計量している事例としては、因幡国からの酢海藻(宮二―二七五―)の他、イギリスの事例(『飛鳥藤原京木簡』一―二七、京二―一七八四、『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四―二五頁下段(以下、城三四―二五頁下のように略す))などがある。ただし、曾博郷の比定地は海岸部ではなく、こうした立地も含めて検討する必要がある。蕪菜とする説もある。

また、貢進主体の氏族名が「牟儀都」というのも興味深い。牟儀都

氏は美濃国武儀郡を本拠地とする。美濃地域と越前地域の交流を物語っていると考えられよう。この場合、山の道を通じての交流であろうか。武儀郡やその中心、弥勒寺遺跡群が濃尾地域の河川交通の最上流部に位置していることと併せて、興味が尽きない。

17 「西宮」と書かれた木簡2

(二三次、SK八二〇出土。宮一―一九七)

(表) 西宮東一門 茨田 大伴
川上 合四人

〔二カ〕〔奈林 合四人カ〕

(裏) 東□門

三野 □□ 朝夕料 □□ □□

長さ二一九mm・幅二二mm・厚さ二mm ○八一型式

いわゆる西宮兵衛木簡のひとつ。表面に東の第一門に四人の兵衛を配置したことを記し、裏面には第二門に関する記載がある。ただ、裏面に「朝夕料」とあることから、単なる兵衛の配置記録ではなく、彼らへの食料支給のための機能も兼ねていたと推察される。兵衛に限らず、官人は一般に朝夕二回の食事が支給された。「朝夕料」はそれに当たり、「常食」とも呼ばれた。

右端も少し欠損しているが、左端はちょうど真ん中あたりで割れていると思われ、表面の「西宮東一門」は右半分しか残らない。したがって、本来は現状の二倍ないしそれ以上の幅があったと想定される。元は「川上」の左にもう一行、一人分の兵衛の名が書かれており、「茨田」「大伴」と合わせて四人分の記載だったのであろう。すると、裏面も同様の配置で記載され、右側に書かれた一行二人分の人名が失われていると推察しうる。

なお、裏面中段右側の人名は左三分の一ほどしか残らず、これのみではなかなか判読しがたいが、西宮兵衛木簡には他に「奈林」という人名がみえるものがあり(1期展示27、2期展示9など)、

これらを参照すると、残面は「奈林」と考えて矛盾はない。木簡の釈読に際しては、類似品や関連資料にも目配りする必要がある。

18 同じ字をくり返し書いた木簡

(二三次、SK八二〇出土。宮一―五五三)

(表) □□女女
□□五五五五
□□仕仕

右九人内 □□〔侍カ〕

〔私部 奈布女カ〕

□□□□
□□□□

(裏) □□千千□□千千之

□□ □□

長さ二四七mm・幅三二mm・厚さ六mm ○八一型式

「女」「五」「千」などの文字をくり返し書いた習書木簡。四周とも原形を留めておらず、元はもっと大きな材であったと思われる。表面中央やや下に「右九人内侍」「私部□奈布女」と読める文言があり、元来は文書木簡であったと思われる。内侍は内侍司に所属する女官で、天皇の宣旨の取り次ぎなどを職掌とした。私部□奈布女は内侍の名前であろう。

これに対し、習書の文字はかなり稚拙に見受けられる。まだ文字を書くことに慣れていない初学者が、一所懸命に練習したのであろうか。元の文書の部分とは異なる人物が書いたのだろう。ただ、「女」や「仕」などの文字は元の文書の内容と関わる可能性も考えられ、あるいはそこから類推して書かれたのかもしれない。

23 ほぼ同型で孔が開く木簡たち

(二三次、SK八二〇出土。宮一―五九四―五九七)

〔讚讚讚讚〕

(表) □ □ □ □

〔岐岐岐国国カ〕

□ □ □ □

(裏)

(記号カ) □ □

長さ二一〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○六五型式(五九四)

(記号カ) □ □

長さ二〇九mm・幅一七mm・厚さ四mm ○六五型式(五九五)

(記号カ) □ □

長さ(一四三)mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○六五型式(五九六)

(記号カ) □ □

長さ(一〇〇)mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○六五型式(五九七)

それぞれほぼ同型で、下端には同じような位置に孔も開けられている。また、二箇所に横線が引かれているが、特に下の方は途中で切れているものがあり、四枚を扇状に重ね合わせた状態で見られる。書かれたものと推察される。そのような特徴や形状から、類似品として檜扇が思い浮かぶ。檜扇はヒノキの薄い板で作った扇で、厚めの板を割り剥いで同型の骨を何枚も作り出し、下端に要の孔を開けて留め具を施し、上部は紐で綴じる(1期展示42も参照)。ただ、檜扇とするには23はやや厚ぼったく、下部にグリップ状の突起を入れる例もあまりない。現状では用途不明のナゾの木簡とせざるを得ないであろう。

23-1 表面の文字は、おそらく製品としては廃棄された後に書き込まれた習書であろう。「讚」「岐」「国」の三文字がくり返す

26

何のため？似たような木簡たち3

(二次、SK八二〇出土)

26-1

中緑絶

長さ四九mm・幅一八mm・厚さ三mm ○二一型式(宮一五二四)

26-2

中緑調絶

長さ五五mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○二一型式(宮一五二五)

26-3

青染絹

長さ五六mm・幅一三mm・厚さ二mm ○二一型式(宮一五二七)

26-4

中緑絹

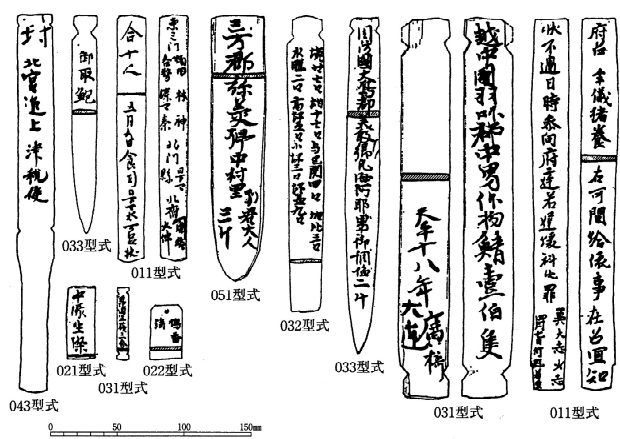
長さ五二mm・幅一八mm・厚さ二mm ○二一型式(宮一五二八)

26-5

中緑御服絹

長さ五五mm・幅一九mm・厚さ二mm ○二一型式(宮一五二九)

中緑・青などの色名と、絶・絹という繊維製品名が書かれた木簡。絶は「悪し(き)絹」の意味で、粗く織った絹の布。ただ、賦役令調絹絶糸には絹・絶とも一人あたりの貢進量は八尺五寸と規定されており、品質にどれほどの差があったかは不明瞭である。



- 011型式 短冊型。
- 015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
- 019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 021型式 小型矩形のもの。
- 023型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 025型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方があつた。
- 026型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
- 027型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
- 028型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあつたが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 029型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。
- 030型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。
- 031型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。
- 032型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 033型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 043型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
- 044型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
- 045型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
- 046型式 削片。

木簡の型式分類とその説明

基本的に四周は原形を保つが、上下両端は刃物を入れて折つたままの状態で、平滑に削るなどの加工はなされていない。手近にあつた細長い材を細かく切断して作成した木簡とみられ、加工前の長い状態に復元できる組み合わせもいくつか見つかつている。用途については、従来は記載された繊維製品の付札とみるのが一般的だったが、作りがきわめて粗雑であること、一括して出土していること（SK八二〇からは類似品が合計二〇数点出土している）、そして「取色」と書かれたものがあることなどから、現在では籤引札とする見方が有力になつていゝる。

青や緑系統の色は、六位以下の下級官人の朝服の色との関係が考えられるが、絹のほか綾などの高級品も含まれる。また、26の「御服」は天皇用の服地ということであり、あるいはその端切れをいうのかもしれない。

木簡をよむ3

型式番号のフシギ

木簡の形状を表すために用いている三桁の型式番号の原形は、SK八二〇出土木簡の整理過程でつくられた。二桁目の数字が大きなグループをあらわし、三桁目がより詳細な形状を示す（上段参照）。

平城宮跡出土木簡から帰納されたこの型式分類は、広く全国の木簡に適用されているが、中にはやはりうまく当てはまらない場合もあり、遺跡独自の型式番号を設定しているところもある（福井県の一乗谷朝倉氏遺跡や広島県の草戸千軒町遺跡など）。また、木簡の機能を含めず、形状に特化した分類も試みられている（向日市埋蔵文化財センター『長岡京木簡』二など）。

ところで、26の五点は（1期展示24の六点、2期展示25の五点も）すべて〇二一型式とされている。〇二一型式は、短冊型（11切り込みや尖りといった加工がない）のうち小型で短いもの、と定義されており、同じ短冊型でも通常の大きさ以上のものは〇一一型式となる。

一読しておわかりのとおり、〇一一型式と〇二一型式との境界はきわめて曖昧。このような定義のもと〇二一型式が設定されたのは、この一連の繊維製品札に対処するためであつた。おそらく当時は、類似品が今後も一定程度出土すると予測されていたのだろう。だが結果的に、これらは籤引札という珍品であつた。現在では〇二一型式はあまり用いず、大きさに関わらず〇一一型式とすることが多い。こんなところにも、木簡学黎明期の試行錯誤が顔を覗かせている。ちなみに、同じ小型の短冊型でも一端の両角を落とせば〇二二型式となるが、これも宮一四六五の存在が念頭にあつての設定である。

このように、型式番号は木簡の種類や使用状況がある程度見通した上で設定されている。そうでないと無限に細分化され、番号が増えていつてしまひ、有効な分類にはならないのである。

〇二類とは逆に、SK八二〇出土木簡以後に普遍的な存在が明らかになり、新しく設定された型式番号もある。短冊型の板の側面から孔を穿ち貫通させた〇一五型式や、一端を羽子板の柄状に削り細めた〇四類などである。一方、素直に表面から孔をあけたタイプには、いまだに独自の型式番号がない。少し可哀想な気が、しないでもない。

II 木簡学の基礎、確立

―日本古代木簡の三本柱―

59 SK八二〇出土の文書木簡3

(二三次、SK八二〇出土。城三五―一四頁下。宮一―四三)

〔九カ〕

(表)九月□日檢校藁式伯陸拾伍圍

又乱六束

(裏) 中務少丞池田足繼

長さ三五・一mm・幅四・一mm・厚さ六mm ○一型式

「中務少丞」(中務省の第三等官)の池田足繼が、藁の数量を「檢校」(検査)して、「式伯陸拾伍圍」と「乱六束」あることを確認した記録。「圍」(圀)は藁の単位。「乱」は一圍に満たない半端分とみられるので、一圍Ⅱ―〇束か。

日付で始まるなど、奈良時代の文書木簡としては書式が整っていないが、帳簿と考えるには長大で、書きぶりもおおらかである。やはり手紙の機能は果たしたとみるべきであろうが、検査した藁とともに宛先に移動している可能性も考えておくべきだろう。文書木簡として送り状の機能を果たすだけでなく、品物の付札としての役割も果たしているわけである。

藁の用途としては、中務省管下の図書寮や縫殿寮における造紙原料や藁製品の素材が挙げられる。SK八二〇出土木簡には、図書寮に関わる木簡が含まれており(図書寮解〈宮一―四八〉など)、59の藁は、造紙材料として図書寮に送られたものと想定することができる。

(表)〇書法模人二口米四升受

(裏)〇阿手良廿八日 黑万呂書□

長さ一八八mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○五一型式

長屋王家木簡に多数類例のある米の支給に関わる伝票木簡の一点。「書法模人二口」(Ⅱ二人)のための米四升を「阿手良」(「当良」とも書かれ〈京一―三二三など〉、60によってこれが「あてら」と読まれたことがわかる)に受け渡したことを記している。裏面の「黒万呂」は支給責任者。「呂」は大きく省略され、ほぼ縦画一本になっている。「万呂」「麻呂」「末呂」とも書く)は

八世紀の男性名に非常に多くみられ、このようによく使われる文字・単語ほど筆記に際しては大胆に省略される傾向がある。「麻呂」は、現在も「磨」の字が使われるように、まるで一文字のように書いている例もある。上端の穿孔は、木簡を紐で綴じて保管するためのもの。下端を尖らせている形状は、内容との関わりは見出しがたく、二次的な整形、あるいは別の木簡の再利用の可能性も考えられる。

「書法」は書の手本、あるいは手本とすべき書のこと。『続日本紀』には、「近江朝書法一百卷」を崇福寺に施入したとの記録があり(天平勝宝八歳〈七五六〉八月乙酉〈四日〉条)、いわゆる国家珍宝帳に載る書聖・王羲之の「書法廿卷」(『大日本古文书』四、一―二四頁)も著名である。「書法模人」は、そのような書法の模写を担当する技術者。墨線の輪郭を細い筆でなぞって中を塗りつぶす、「双鉤填墨」という高度な技法により古来の書法を精密にコピーする職人である。

長屋王家木簡中には、他に「書法作人」(京二―一九六六など)や「書法所」(京一―三二六など)といった文言もみえ、邸内に書法模写のための専門部局を有していたことが知られる。当時の長屋王の実力を物語る事実である。

60 のちの調査で出土した文書木簡9

(一九三三次E、SD四七五〇出土。京一―三二五)

61 のちの調査で出土した文書木簡10

(二〇四次、S D五三〇〇出土。京三一四七四〇)

(表) 廿五日 乙万呂鉏一
兵士石武鉏

(裏) 建家安万呂鉏一口
兵士春米鉏一口

長さ一一三mm・幅三三mm・厚さ四mm ○一型式

某月「廿五日」に「鉏」や「鉏」を配給した記録。「鉏」は鋤のこと。一方、「鉏」の字には本来農具の意味はないが、鋤の意で用いたと思われる事例が平城宮跡出土木簡にあり(表)備後国□□(裏)万□里鉏十口(城二一八頁上)、「英多里鉏」(同一八頁下)、61の「鉏」も鉏(鋤)と区別して鋤の意味で用いているのだろうか。

「兵士」は全国各地で徴発され、その地の軍団に所属・勤務する軍団兵士を指すのが一般的だが、ここではそこから選ばれ上京し、都での任に当たった衛士のことであろうか。石武・春米の二人に「兵士」と註記していることから、この配給が単なる支給ではなく実際の作業用のもので、そのため兵士を農作業に充当したことを記録しておく意味があったという可能性も想定される。

乙万呂と建家安万呂の「万呂」は男性名として頻繁に使用される文字であるため、60で見られたのと同様に簡略な字形で書かれている。特に「呂」は大きく省略されて独特の字形になっていて、筆者の個性を伺わせる。

なお、石武のみ配給の個数が書かれていないが、よく見ると「鉏」の字の最終画が他と比べてグッと長く書かれている。あるいはこの画に、個数の「一」を兼ねさせているのかもしれない。

62 のちの調査で出土した文書木簡11

(一九三次E、S D四七五〇出土。京二一八二七)

竹野皇子二取米三升 余女

長さ二八一mm・幅二五mm・厚さ五mm ○一型式

長屋王家木簡で、竹野皇子宛てに支給された米の伝票木簡。余女は受取人の名であろう。「二取米」の詳細は不明。60や62のような米の伝票木簡がきわめて多く含まれることは、長屋王家木簡の特徴のひとつである。

竹野皇子(竹野王子とも)は、長屋王家木簡にしばしば登場する人物。『続日本紀』にみえる「竹野女王」(天平十一年(七三九)正月丙午(十三日)条など)と同一人物と思われる。すると「皇子」「王子」という語が男女の区別なく使われていたこととなる。比較的小おらかな語句使用の様子が垣間見える。

彼女は長屋王の近親(妹か)と推定されるが、関連資料がいくつかある。まず、奈良県明日香村稲淵の龍福寺にある石塔に刻まれた銘文に「竹野王」の名がみえ、建立者は竹野皇子その人と考えられる。またこの石塔は、かつては龍福寺の西、飛鳥川の対岸にあつたと伝えられる。周辺には「浅カジ」「浅鍛冶」という字名が残る。やはり銘文こみえる「朝風」という地名に対応すると思われる。さらに「旦風悔過布施文」と記された木簡もあり(城二一七頁上)、「旦風」朝風であろうから、この地には悔過(罪を悔い改めることを吉祥天などに誓う仏事)を執り行えるような施設が存在したと推察される。加えて「竹野王子山寺遣雇人」と書かれた木簡もあり(京二一八二九)、竹野皇子は山寺を営んでいたとの指摘がある。彼此を勘案すると、悔過が行われたのも、石塔が安置されたのも、竹野皇子が朝風の地に造営した山寺であつたとの推定が、高い蓋然性を帯びてくる。長屋王家木簡の舞台は、平城京を遠く離れた飛鳥の山中にまで及んでいた。

(二)次南、S D三三三六出土。宮二―二五八二)

(表) 「□枚 中取四前
薦十枚」
切机四前(裏) 「十四人 別人三合
師田万呂」

長さ(二二〇)mm・幅三六mm・厚さ三mm ○八一型式

「切机」や「中取」、「薦」の用意に関する記録。切机はまな板のこととされるが、「机」とあるように脚が付いていた。延喜木工寮式にみえる「切案」(「案」も机の意味)は長さ三尺(約九〇cm)、広さ一尺七寸(約五〇cm)、高さ八寸(約二五cm)、厚さ八分(約二・五cm)と規定されており(神事供御料条)、現在のまな板とはかなり形態の異なる、調理専用の机とでも称すべきものである。一二世紀成立の絵巻物『地獄草紙』には、鬼が人を解体する凄惨な場面に巨大な切机が描かれている。

中取(中取机とも)もやはり机の一種。同じく延喜木工寮式によると、こちらは長さが九尺(約二・七m)もあり、名称は「長取」の転訛との説もある。食器などを載せて二人で運ぶ台として使用したという。薦は粗く織ったむしろ。この場合は切机や中取の下に敷くためのものだろうか。

裏面の「別人三合」は「人別」、すなわち一人あたり三合という意味。物品名はわからないが、「合」という単位は米などの穀物や酒の計量に多く使われる。表面の切机とあわせると、63は何かの宴会に伴う記録である可能性も想定できるだろう。「師田万呂」はこの文書を勘検した人物の自署で、他の部分とは筆跡が異なる。サラサラと勢いのある書きぶりはサインに相応しい。なお、活字の釈文だけ見ていると思わず「もろたのまる」さんと読んでしまいがちだが、実物を見ると上端が切断されていることが

64 SK八二〇出土の付札5

(一)三次、SK八二〇出土。宮二―二九八)

わかり、失われた上部にも元は文字があったと推察される。本来は「土師田万呂」(土師が姓)などと書かれていたのであろう。

(表) 肥後国恰志郡調綿壹伯屯 四両
養老七年

(裏) 得足

長さ二四三mm・幅三〇mm・厚さ七mm ○三二型式

肥後国恰志郡(今の熊本県合志市付近)から調として納められた綿の荷札。屯は梱包の単位。「四両」は64の一屯が大四両(二小十二両)であることを示す註記。大四両は約一六八gに相当するので、64の貢進量一〇〇屯は約一六・八kgとなる。養老七年は七二三年。裏面の「得足」は収納責任者の名前とみられる。

SK八二〇出土荷札の年紀は天平十七〜十九年(七四五〜七四七)に集中するが、64をはじめとする調綿の荷札の年紀は飛び抜けて古く、これらの綿が二十年以上の保管を経たのちに消費されたことがわかる。また、西海道諸国の調庸は大宰府に納められ、そこで消費される原則であったが、綿のみは例外的に一部が京進された(詳細は1期展示32、および2期展示48の解説参照)。

大宰府を通じて都に運ばれた西海道の調綿の荷札は、総じて細く端正な筆跡のものが多い。その中で、64の筆跡は払いが弱く、全体にややぼつたりとした印象を受ける。七mmという厚さとも相まって、何とも言えない愛嬌を感じさせる木簡である。

なお、日本で木綿が栽培・使用されるようになるのは中世以降とされており、奈良時代に「綿」と言えば蚕の繭から作る真綿を意味する。64も真綿の荷札であろう。

鮒卅隻

(一三次、SK八二〇出土。宮一四六八)

長さ一三一mm・幅二七mm・厚さ四mm ○五一型式

鮒三十匹の付札。「隻」は単位。今では船などにしか使わない「隻」だが、奈良時代には魚介類一般や鶏、鼠、あるいは釘など、さまざまなものの単位として広汎に使用されていた。

左右両辺の削りは丁寧で、厚さも四mmと充分。濃く太い墨痕に、微妙なバランスの「鮒」や、大胆に省略された「隻」の字形など、独特の存在感が際立つ。

賦役令調絹糸には調雑物として「近江鮒」がみえ、今でも滋賀県の鮒寿司は有名。65には税目も、産地も、加工法も記されていないが、あるいは近江国から届けられた鮒のナレズシを、倉庫などで保管する際に荷札と付け替えたものかもしれない。ただ、「隻」という単位からは、切り身などではなく生きた状態に近いかたちを保っていたこともわかる。

66 のちの調査で出土した付札9

(一九三次E、SD四七五〇出土。京二二二七〇)

(表)上総国武昌郡高舎里荏油

(裏)四升八合 和銅六年十月

長さ一四四mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

長屋王家木簡。上総国武昌郡高舎里(今の千葉県山武市付近)から納められた「荏油」の荷札。荏油はエゴマ油のこと。四升八合は今の二升二合弱(約三・九リットル)に相当。

奈良時代の油としては胡麻油がもとも一般的で、単に「油」

67 のちの調査で出土した付札10

(四一次、SD三七一五出土。宮七一一九八三)

雑魚腊

長さ一〇六mm・幅二二mm・厚さ三mm ○五一型式

といえは胡麻油を指したと考えられるが、このエゴマ油のように他の種類もいくつもあった。ちなみに、猪など動物性の油には「脂」や「膏」の字を当てた。

律令では、荏油は調副物の品目のなかに見える(賦役令調絹糸条)。調副物は養老元年(七一七)に廃止され中男作物に継承されていくが、『続日本紀』同年十一月戊午(二十二日)条)、裏面の年紀は和銅六年(七二三)であるから、66は調副物として納められた荏油の荷札であろう。

全体の作りはきわめて丁寧である。切り込みはきれいな三角形を呈し、頭部は角を落として圭頭状に仕上げられている。右側が落としきれいなのはご愛嬌で、墨痕も鮮やかで読みやすいが、文字はやや古拙な雰囲気なたたえている。特に裏面の「年」は大きく省略されて、ほとんど「斤」のようになっている。

小型の〇五一型式(一端を尖らせる)の付札。品目は雑魚の腊。「腊」は干物のこと。干物を表す言葉には他に「干突(脯)」や「楚割」などがあるが、「干突」は鹿など獣肉専用の語で、「楚割」は現在の鮭とばのように縦長に細く切つて干したものを指す。そのため、「腊」はもともと一般的に干物の意味で用いられたと考えられ、鳥獣の肉などにも使われている。

「雑魚」は、現在では商品価値の低い小さな魚を意味することが多いが、古代の「雑」は「さまざまな」というニュアンスが強く、ここでは各種の魚の干物の取り合わせを指しているとみるべきであろう。

左右対称にきれいに削り上げられ、持つと手のひらに刺さって

68 のちの調査で出土した付札11

(三二次補足、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六六)

しまうのではと思わせるほど、鋭く尖らせている。品よく上端に寄せて書かれた文字もあくなく整っており、全体に楚々とした雰囲気を漂わせている。出土位置からは第一次大極殿院の跡地に営まれた称徳天皇の宮殿・西宮の食卓を彩った食材の付札と考えられるが、なるほどそれに相応しい優品である。

(表) 无位田邊史廣 [調カ] 進続勞錢伍佰文

(裏) 撰津国 神龜五年九月五日 「勘錦織 住吉郡 秋庭」

長さ一七二mm・幅三二mm・厚さ三mm ○三二型式

田辺史広調の続勞錢の付札。続勞錢は資錢とも言い、定員オーバーで官職に就けなかった六位以下の官人や位子(六〜八位の官人の嫡子)などが納める錢のこと。位階昇進判定の対象となる資格(「考」= 毎年の勤務評定)をつなぐ、文字通り「勞」を「続」ぐための「錢」である。金額は「伍佰文」で、類例(宮六一九〇五八〜九〇六三・九〇六五・九〇六七〜九〇六九など)からも五百文が定額だったことがわかる。

裏面の「勘」はこの続勞錢を検査し収納するの意で、錦織秋庭はその責任者。「勘錦織秋庭」の部分は錢を収納した際に秋庭自身が追記したもので、そのため他の部分とは筆跡が異なる。裏面上端の「撰津国住吉郡」(今の大阪市住吉区・東住吉区などを中心とする地域)は、田辺史広調の本貫地(本籍地)。続勞錢の付札のうち、納錢者の本貫地が記載されるのは68のみである。神龜五年は七二八年。上端に施された深く鋭い切り込みはよく残るが、全体にやや痛みが目立ち、材がやせて木目が浮き上がっている。

69 のちの調査で出土した付札12

(三二次補足、SD四一〇〇出土。宮四一四六六三)

(表) 若狭国遠敷郡 嶋郷 [部] 万呂 塩一斗

(裏) 景雲 [四年カ]

長さ一六四mm・幅三四mm・厚さ四mm ○三一型式

若狭国遠敷郡嶋郷(和名抄)の若狭国遠敷郡志摩郷。今の福井県小浜市内外海島付近から届けられた塩の荷札。若狭国は塩の貢進国として名高い。税目の記載はないが、類例からみて調として納められたものである。調塩の一人あたりの貢進量は三斗(今の一斗三升五合、約二四リットル)と規定されている(賦役令調絹絶条)が、荷札には、69のように一斗単位のもの、あるいは二斗を単位とするものもある。

69は奈良時代末の式部省の多数の考選木簡とともに見つかった。保存処理後の再訳読の結果、裏面に年紀の墨書が確認され、神護景雲四年(七七〇)の木簡であることがわかった。

70 SK八二〇出土の習書木簡3

(三三次、SK八二〇出土。宮一―五七二)

(表) 謂謂謂謂謂謂謂謂謂

(右側面) [申カ] 申甲申申見見 大大大大 [本カ]

(裏) 神主 主 乙麻呂 神神知知知 我我我 [知カ]

長さ(一七五)mm・幅三二mm・厚さ二四mm ○六五型式

ほぼ天平年間頃をさかいに「御贄」に表記を変えていくことが知られている。81は最も遅くまで「大贄」表記が残る木簡のひとつである。

82 租税の実態を明らかにした木簡6

(一三次、SK八二〇出土。宮一―三五六)

(表)越中国羽咋郡中男作物鯖壹伯隻

(裏)

天平十八年「大庭」
廣椅

長さ二九〇mm・幅三七mm・厚さ六mm ○三二型式

越中国羽咋郡(今の石川県羽咋市)から中男作物として届けられた鯖の荷札。壹百隻(「隻」はここでは鯖の単位。一〇〇尾)は鯖の数量。天平十八年は七四六年。中男作物は、中男(十七〜二十歳の男子)が収める税目で、養老元年(七一七)にそれまでの中男の調と、正丁(二十一〜六十歳の男子)の調副物を統合して成立した。調とは異なり個人名は記さない。こうした荷札の特徴や調副物の性格を引き継ぐ点などから、中男作物は中男の集団的な労働による産物を収取するもので、贄に近い性格をもつといわれる。

羽咋郡はもと越前国に属し、養老二年(七一八)に能登郡・鳳至郡・珠洲郡とともに能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙未(二日)条)。その後、天平十三年(七四一)に廃国となり(『続日本紀』同年十二月丙戌(十日)条)、なぜか元の管国の越前国ではなく越中国に移管され、天平宝字元年(七五七)に再び能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙卯(八日)条)。82はちょうどこの越中国所管時期のものである。『延喜式』では越中国の中男作物に鯖は見えないが能登国には見えており、また、能登鯖とも呼ばれて珍重された(主計寮式上越中国条・

能登国条、内膳司式供御月料条、主膳監式月料条)。

裏面の人名は貢進責任者か。但し、「大庭」は筆が異なるらしい。なお、「庭」は、「壬」の部分を「手」につくり、また、麻垂でなく延繞の文字とする、古代に広く用いられた異体字で書かれている。

83 土器の年代観の決め手となった木簡3

(一三次、SK八二〇出土。宮一―四五六)

天平十九年七月廿三日

長さ九五mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三二型式

片面に「天平十九年七月廿三日」という年紀だけが書かれた小型の付札。これは、SK八二〇出土木簡のなかでは最も新しい日付で、SK八二〇が埋められた時期を考える大事な手がかりとなる。すなわち、これが埋立時期の上限を示すことになる。実際には、この木簡が廃棄されるまでのタイムラグを考慮した上で、これをそれほど遠く隔たらない時期、つまり天平十九年後半を想定しているわけである。

木簡の年紀から廃棄までの期間は木簡によって異なる。文書木簡の場合は、一年というサイクルが考えられるが、荷札木簡の場合は品物によって保管期間が異なる。海産物のように腐蝕しやすいものほど保管期間は短くなるはずである。

それでは83の場合はどうか。しいて考えれば製造年月日のような記載も想定可能だが、年紀のみが書かれた付札状の木簡というものは例がない。墨痕は残らないが、本来は反対面に貢進主体と品目・数量などが書かれていたとみるのが自然だろう。一〇cm弱と荷札としてはごく小型だが、類例がないわけではない。そうすると次はこの国の荷札の可能性があるのだが、木簡を読む1(第1期解説シート)で想定したような、1期展示30 若狭国の荷札

説のようにはなかなかうまくいかない。
しかし、こういった難解な部分にこそ、研究の進展の余地と、
なによりも学問の醍醐味が詰まっている。展示をご覧になられた
みなさんも、是非この謎に挑戦していただければと思う。木簡学
は今も発展し続けているのだから。

【木簡が見つかった遺構】

SK二一九（展示番号3）

重要文化財 一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃（七六〇年代前半）の遺物を中心とする。この遺構出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE三一―出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された（計三九点（うち削屑一六点））。

SK八二〇（展示番号14、18、23、26、59、64、65、70、81、83）

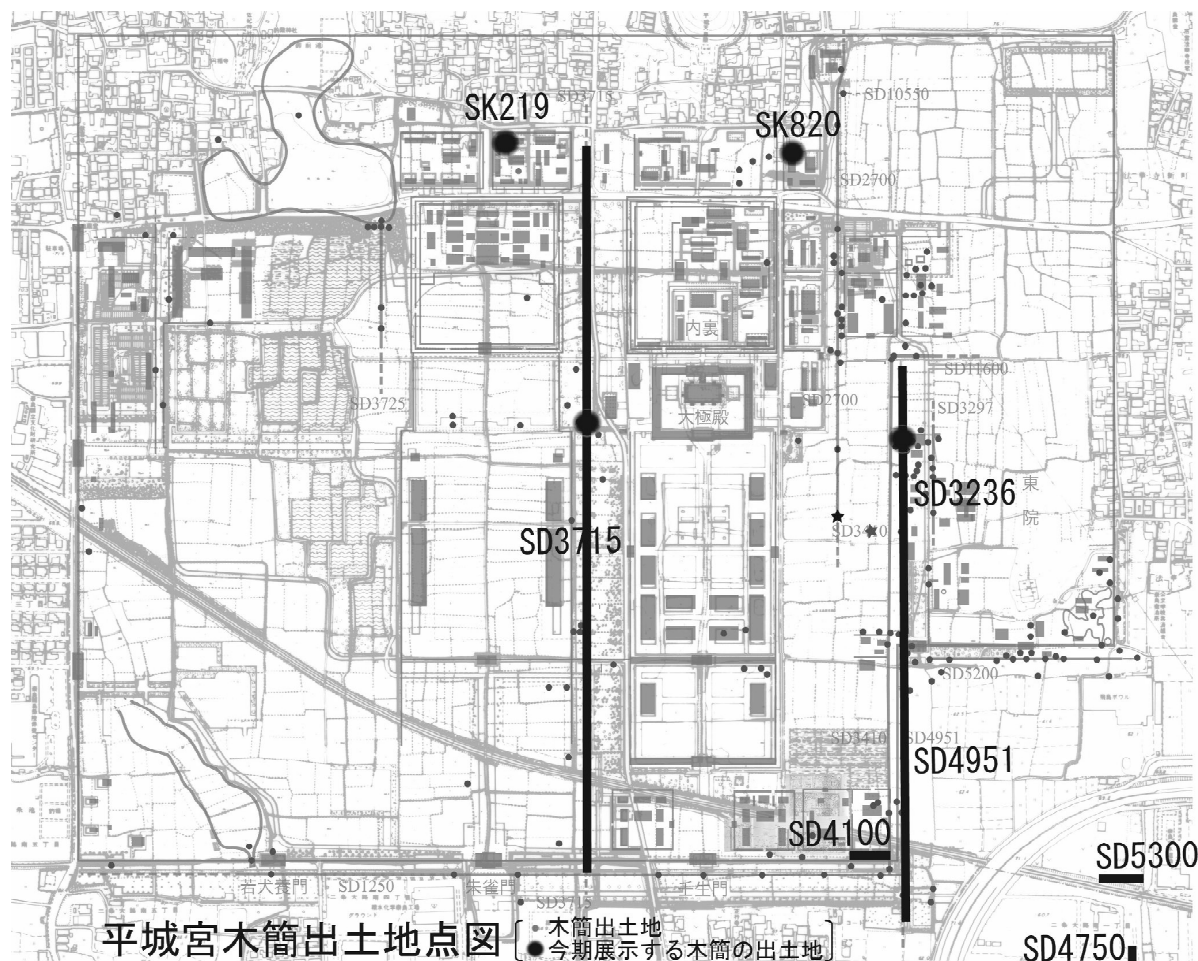
重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七（七四五）年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九（七四七）年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。（二七八五点（うち削屑九五二点））。

SD四七五〇（展示番号60、62、66、71、74）

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸



平城宮木簡出土地点図 [●木簡出土地 ●今期展示する木簡の出土地]

宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅3m、深さ1m。総延長は約27・3m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊龜二年(716)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD五三〇〇(展示番号61)

二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD三三三六(展示番号63)

一九六五年
平城宮東院西辺に位置する南北溝で、小子門から南に伸びる東一坊大路の西側溝の北延長上にあたる。幅約2mで、二回の改修が認められる。約一七〇m分の発掘調査を行っており、約一九〇点の木簡が出土している。木簡の年紀や内容から、七三〇年代以降存続した溝とみられる。**63**は、東院西辺や北寄りに対応する位置で出土した。

中央大溝SD三七一五(展示番号67)

一九六七年
第一次大極殿院の東辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。幅二・三m、深さ1mの素掘りの溝で、二度の改修の痕跡が認められる。調査は総延長約六〇〇mにわたって実施されており、木簡はこれまでに計一五五八点(うち削屑一〇一五点)が出土している。奈良時代を通じて機能した溝だが、木簡には出土地点ごとにある程度の内容のまとまりが見受けられる。**67**は、第一次大極殿院南東の位置で、大極殿院側(西側)から流れ込む東西溝SD五五六四との合流点付近で出土した。

SD四一〇〇(展示番号68、69、73)

一九六六年
平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大6m、最大深さ1m。東面大垣内側の南北溝SD三三三六に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(717〜729)から宝龜元年(770)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものには南面大垣を横断する南北溝SD一一六四〇と一連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(770〜781)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

SD四九五(展示番号72)

一九六七年
東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD一二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。**72**は、小子門南西の位置の東一坊大路西側溝から出土した。

(史料研究室)